

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令案について

令和6年12月

経済産業省GXグループ地球環境対策室

環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室

1. 制定の経緯

地球温暖化の深刻化を回避するため、パリ協定第6条に規定する締約国間の「任意の協力」として、我が国は、途上国等への優れた脱炭素技術、製品、サービス等の普及等を通じて実現した温室効果ガスの排出の量の削減等への我が国の貢献を定量的に評価し、我が国を含む参加国が承認することを条件に我が国がクレジットを発行する二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）を実施してきた。JCMに関する手続を法定化し、JCMクレジットの管理に関する主務大臣の事務についての規定を整備することなどを定めた、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号。以下「改正法」という。）が令和6年6月に公布された。また、同法の施行に向けて、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）の一部改正も予定されている¹。改正法による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）や、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の改正案（以下「政令案」という。）においては、国際協力排出削減量の管理等に関する規定の詳細につき、主務省令で定めることとなっているところ、本省令を制定する。

2. 省令案の概要

① 政府保有口座の記録事項

ア 政府保有口座は、次に掲げる口座に区分するものとする。

- ・ 無効化口座
- ・ 取消口座
- ・ その他国際協力排出削減量口座簿の維持管理上必要な口座

イ 政府保有口座には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- ・ 口座番号
- ・ 保有する国際協力排出削減量の数量及び識別番号
- ・ 国際協力排出削減量の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨
- ・ その他当該口座の維持管理上必要な事項

② 法人等保有口座の記録事項

法第57条の8第2項第2号の主務省令で定める記録事項は、次に掲げる事項とする。

- ・ 法人等保有口座名義人が法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記
- ・ 法人等保有口座名義人が排出削減等協力事業者である個人の場合には、その氏名及

¹ 令和6年12月6日から令和7年1月5日までの期間でパブリック・コメントを実施。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195240086&Mode=0>

び国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地の英語による表記

- ・ 法人等保有口座名義人の電話番号その他の連絡先
- ・ 法人等保有口座名義人が法人の場合には、国際協力排出削減量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先の日本語及び英語による表記（外国法人にあつては、英語による表記）
- ・ その他国際協力排出削減量口座の維持管理上必要な事項

③ 法人等保有口座の開設の申請

ア 法第 57 条の 9 第 3 項の申請書の様式は、様式第 1（別紙参照。以下同じ。）のとおりとする。

イ 法第 57 条の 9 第 3 項の主務省令で定める記載事項は、以下の事項とする。

- ・ 法人等保有口座の開設を受けようとする者が法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記
- ・ 法人等保有口座の開設を受けようとする者が排出削減等協力事業者である個人の場合には、その氏名及び国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地の英語による表記
- ・ 法人等保有口座の開設を受けようとする者の電話番号その他の連絡先
- ・ 法人等保有口座の開設を受けようとする者が法人の場合には、国際協力排出削減量の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先の日本語及び英語による表記（外国法人にあつては、英語による表記）

ウ 法第 57 条の 9 第 4 項の主務省令で定める添付書類は、以下の書類その他環境大臣及び経済産業大臣が必要と認める書類とする。

- ・ 法人の場合には定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
- ・ 排出削減等協力事業者である個人の場合には住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

④ 変更の届出

ア 法第 57 条の 10 第 1 項の規定による変更の届出は、様式第 2 による届出書によつてしなければならないものとする。

イ 届出書には、前記③のウに記載の書類（定款を除く。以下同じ。）を添付しなければならないものとする。ただし、変更があつた事項が法人等保有口座の開設を受けようとする者の電話番号その他の連絡先のみである場合には、登記事項証明書を添付することを要しない。

⑤ 振替手続の申請方法

法第 57 条の 11 第 2 項の主務省令で定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- ・ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ・ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

⑥ 申請による国際協力排出削減量の振替を行わない場合

ア 法第 57 条の 11 第 4 項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- ・ 国際協力排出削減量についての処分の制限に関する事項の記録がある国際協力排出削減量の振替の申請である場合
- ・ 当該振替に係る法人等保有口座の記録事項に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがある場合
- ・ 当該振替に係る法人等保有口座の開設又は当該口座において管理される国際協力排出削減量の発行若しくは振替に関し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実があることが判明した場合
- ・ 当該振替に係る法人等保有口座の名義人が法令又はこれに基づく環境大臣及び経済産業大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- ・ その申請に係る事項が虚偽である場合
- ・ その申請の手續に不備がある場合

イ 環境大臣及び経済産業大臣は、前記アのいずれかに該当することにより法人等保有口座にある国際協力排出削減量の振替を制限した場合には、遅滞なく、当該法人等保有口座名義人にその旨を通知するものとする。

⑦ 信託の記録の申請

ア 信託の記録の申請（政令案 2. ④(1)関係。受託者の変更により信託財産に属する国際協力排出削減量が新受託者に移転することとなる場合を除く。）は、様式第 3 の申請書によってしなければならないものとする。

イ 申請書には、前記③のウに記載の書類及び当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならないものとする。

⑧ 信託の記録の抹消の申請

ア 信託の記録の抹消の申請（政令案 2. ④(4)関係。受託者の変更により信託財産に属する国際協力排出削減量が新受託者に移転することとなる場合を除く。）は、様式第 4 の申請書によってしなければならないものとする。

イ 申請書には、前記③のウに記載の書類及び当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならないものとする。

⑨ 受託者の変更があった場合の申請

ア 受託者の変更の申請（政令案 2. ④(5)関係）は、様式第 5 の申請書によってしなければならないものとする。

イ 申請書には、前記③のウに記載の書類を添付しなければならないものとする。

⑩ 受託者の解任

環境大臣及び経済産業大臣は、裁判所又は主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。）が受託者を解任した場合において、嘱託に基づく信託の記録の変更をするとき（政令案 2. ④(6)関係）は、受託者を解任した旨及び当該解任した旨の記録をする年月日を記録するものとする。

⑪ 信託の記録の変更の申請

ア 信託の記録の変更の申請（政令案 2. ④(7)関係）は、様式第 6 の申請書によってしな

ければならないものとする。

イ 申請書には、前記③のウに記載の書類及び当該申請の原因を証明する書面を添付しなければならないものとする。

⑫ 国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項の証明の請求

ア 法第 57 条の 17 の記録事項の証明の請求は、様式第 7 の請求書によってしなければならないものとする。

イ 請求書には、前記③のウに記載の書類を添付しなければならないものとする。

ウ 環境大臣及び経済産業大臣は、法第 57 条の 17 の規定による記録事項の証明の請求があった場合において、遅滞なく、当該請求に係る国際協力削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面を交付するものとする。

⑬ 法人等保有口座の廃止の申請

ア 法人等保有口座名義人は、自己の法人等保有口座に記録されている国際協力排出削減量について、その全部を他の法人等保有口座、無効化口座又は取消口座に移転した場合には、自己の法人等保有口座の廃止を申請することができるものとする。

イ 申請は、様式第 8 の申請書によってしなければならないものとする。

ウ 申請書には、前記③のウに記載の書類を添付しなければならないものとする。

エ 環境大臣及び経済産業大臣は、前記アの申請があったときは、当該申請に係る法人等保有口座を廃止するものとする。

⑭ 法人等保有口座に記録されている事項の修正等

ア 環境大臣及び経済産業大臣は、法人等保有口座の記録事項に誤りがあることを知ったときは、法人等保有口座名義人に協議した上で、当該法人等保有口座の記録事項の修正を行うとともに、当該修正を行うために必要な範囲で、国際協力排出削減量の移転を行うことができるものとする。

イ 環境大臣及び経済産業大臣は、前記アにより法人等保有口座の記録事項の修正又は国際協力排出削減量の移転を行った場合には、遅滞なく、当該法人等保有口座名義人にその旨を通知するものとする。

⑮ 国際協力排出削減量口座簿による情報の開示

ア 環境大臣及び経済産業大臣は、法人等保有口座名義人の名称及び本店等の所在地（排出削減等協力事業者である個人にあっては、氏名及び国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地。）を公表するものとする。

イ 環境大臣及び経済産業大臣は、法人等保有口座及び政府保有口座について、その区分ごとに、当該区分に含まれる口座に記録されている国際協力排出削減量の数量を公表するものとする。

⑯ 手数料の納付の方法

ア 環境省令・経済産業省令で定める手数料の納付の方法（政令案 2. ④（参考）関係）は、指定実施機関が行う事務に係る手数料の納付については、指定実施機関が指定する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振り込みを証明する書面（電磁的記録を含む。）を、指定実施機関に提出する方法とする。この場合において、当該振り込みがあった事実を指定実施機関が確知している場合については、当該書面を提出することを要しないものとする。

イ 前記アにより指定実施機関に納められた手数料は、指定実施機関の収入とする。

⑰ 振替の申請に係る手数料を免除することができる場合

振替の申請に係る手数料の免除は、法第 57 条の 11 第 2 項の振替の申請を行う者が政府保有口座に無償で国際協力排出削減量を移転する場合であって、当該申請をする者がその旨を申請書に記載した場合に限り、するものとする。

3. 施行日

本省令は、改正法の施行の日（令和 7 年 4 月 1 日）から施行する。

様式第一

収入印紙
(消印しては
ならない)

法人等保有口座の開設申請書

年 月 日

環境大臣 殿
経済産業大臣 殿申請者 住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

名称及び代表者の氏名又は氏名の英語による表記	
本店等の所在地又は国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地の英語による表記	
電話番号	
メールアドレス	

(法人である場合のみ)

国際協力排出削減量の管理を行う部署の名称	
英語による表記	
国際協力排出削減量の管理を行う部署の住所	
英語による表記	
電話番号	
メールアドレス	

備考 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第二

法人等保有口座名義人の名称等変更届出書

年 月 日

環境大臣 殿
経済産業大臣 殿

届出者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

法人等保有口座名義人の名称等に変更があつたので、地球温暖化対策の推進に関する法律第 57 条の 10 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

名称及び代表者の氏名又は氏名の英語による表記	
本店等の所在地又は国際温室効果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所在地の英語による表記	
電話番号	
メールアドレス	

(法人である場合のみ)

国際協力排出削減量の管理を行う部署の名称	
英語による表記	
国際協力排出削減量の管理を行う部署の住所	
英語による表記	
電話番号	
メールアドレス	

備考

- (1) 変更がない部分も含め、すべて記入すること。
- (2) 届出書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

環 境 大 臣 殿
 経 済 産 業 大 臣 殿

申請者 住所
 氏名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の信託の記録について、次のとおり申請します。

受託者の法人等保有口座	
口座番号	
(ふりがな)	
法人等保有口座名義人の 氏名又は名称	

信託の記録に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号	
数量 (t-CO ₂)	識別番号
	～
	～
	～

信託の記録に係る事項	
委託者の氏名又は名称	
委託者の住所又は居所	
受託者の氏名又は名称	
受託者の住所又は居所	
受益者の氏名又は名称	
受益者の住所又は居所	
受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定め	
信託管理人の氏名又は名称	
信託管理人の住所又は居所	
受益者代理人の氏名又は名称	
受益者代理人の住所又は居所	
受益証券発行信託である旨	
受益者の定めのない信託である旨	
公益信託である旨	
信託の目的	

	信託財産の管理の方法	
	信託の終了の事由	
	その他の信託の条項	

備考 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第四

信託の記録の抹消申請書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿

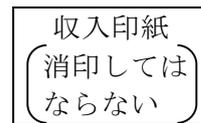
申請者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の規定により、信託の記録の抹消について、次のとおり申請します。

受託者の法人等保有口座	
口座番号	
(ふりがな)	
法人等保有口座名義人の 氏名又は名称	

信託の記録の抹消に係る国際協力排出削減量の種別ごとの数量及び識別番号			
数量 (t-CO ₂)	識別番号		
		～	
		～	
		～	

備考 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。



受託者の変更による国際協力排出削減量の振替等申請書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
 経 済 産 業 大 臣 殿

申請者 住所
 氏名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

受託者の変更があつたので、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の規定により、次のとおり申請します。

前受託者の法人等保有口座	
口座番号	
(ふりがな) 法人等保有口座名義人の 氏名又は名称	

新受託者の法人等保有口座	
口座番号	
(ふりがな) 法人等保有口座名義人の 氏名又は名称	

国際協力排出削減量振替に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号			
数量 (t-CO ₂)	識別番号		
		～	
		～	
		～	

信託の記録に係る事項	
委託者の氏名又は名称	
委託者の住所又は居所	
新受託者の氏名又は名称	
新受託者の住所又は居所	
受益者の氏名又は名称	
受益者の住所又は居所	

受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定め	
信託管理人の氏名又は名称	
信託管理人の住所又は居所	
受益者代理人の氏名又は名称	
受益者代理人の住所又は居所	
受益証券発行信託である旨	
受益者の定めのない信託である旨	
公益信託である旨	
信託の目的	
信託財産の管理の方法	
信託の終了の事由	
その他の信託の条項	

備考 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第六

信託の記録の変更申請書

年 月 日

環境大臣 殿
経済産業大臣 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令において読み替えて準用する第 20 条の規定により、
信託の記録の変更について、次のとおり申請します。

受託者の法人等保有口座	
口座番号	
(ふりがな)	
法人等保有口座名義人の 氏名又は名称	

信託の記録の変更に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号			
数量 (t-CO ₂)	識別番号		
		～	
		～	
		～	

信託の記録に係る事項	
委託者の氏名又は名称	
委託者の住所又は居所	
受託者の氏名又は名称	
受託者の住所又は居所	
受益者の氏名又は名称	
受益者の住所又は居所	
受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定め	
信託管理人の氏名又は名称	
信託管理人の住所又は居所	
受益者代理人の氏名又は名称	
受益者代理人の住所又は居所	
受益証券発行信託である旨	
受益者の定めのない信託である旨	
公益信託である旨	

	信託の目的	
	信託財産の管理の方法	
	信託の終了の事由	
	その他の信託の条項	

- 備考
- (1) 変更がない部分も含め、すべて記入すること。
 - (2) 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

収入印紙
(消印しては
ならない)

国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付請求書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿

請求者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律第 57 条の 17 の規定により、国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付について、次のとおり請求します。

口座番号	
(ふりがな) 法人等保有口座名義人の 名称又は氏名	

請求の内容	<input type="checkbox"/> 記録事項の全部	<input type="checkbox"/> 記録事項の一部
-------	----------------------------------	----------------------------------

※記録事項の一部の請求をする場合には、以下に請求に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号を記載すること。

請求に係る国際協力排出削減量の数量及び識別番号			
数量 (t-CO ₂)	識別番号		
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	

備考 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第八

法人等保有口座の廃止申請書

年 月 日

環 境 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令の規定により、法人等保有口座の廃止について、次のとおり申請します。

口座番号	
(ふりがな) 法人等保有口座名義人の 名称又は氏名	

備考 申請書の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。